

エージー インサイト

# AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER

Volume

11

2005  
October

会社法はこうなる～「会社法」現代化のポイント～ <合同会社・合資会社・合名会社関係、その他>  
会計キーワード解説(その3)デット・デット・スワップ(DDS)  
タックスヘイブン対策税制に関する考察

# デット・デット・スワップ(DDS)

あずさ監査法人 マネジャー 深井 康治

昨今、中小企業の過剰債務の状態を解消する企業再生手法としてデット・デット・スワップ(DDS)が注目されています。本稿では、DDSが普及した背景と現状、金融機関が実施する自己査定上の取扱いならびに会計監査上の取扱い、債務者および債権者から見たDDSとデット・エクイティ・スワップ(DES)の相違点について、解説しています。

## .はじめに

いまだ、バブル崩壊による過大債務や経営環境の変化により苦境に陥っている中小企業が数多く見受けられます。特にここ数年、中小企業を取り巻く経営環境はますます厳しくなり、永年培ってきた実力や信用力、あるいは優れた技術力や取引先を持ちながら、資金繰りに窮して倒産に追いやられるケースがあります。

こうした企業を救い再生させることは、緩やかな景気回復が続くわが国経済にとっても大きな課題であり、現在、公的機関をはじめ、数多くの専門家が企業再生の業務に取り組んでいます。

しかし、現実には、もっとも状況が深刻な中小企業の再生は決してうまく行っているとは言いがたいのではないのでしょうか。これは企業の経営状態や経営環境がさまざまであるため、それぞれの企業に合った再生手法が必要であるにもかかわらず、必ずしもそのような対応が採られていないところに大きな問題があります。

企業再生の手法には、借入金について返済スケジュールを見直すリスケジュール 債務を株式に交換するデット・エクイティ・スワップ(DES) 債権者が債務者に対して有する債権の一部を放棄する債権放棄 営業譲渡・会社分割・M&A 地域中小企業再生ファンドの活用などさまざまな手法があります。今回のテーマであるデット・デット・スワップ(DDS)も、過剰債務を抱える中小企業に対する再生手法の1つです。

## .DDSとは

デット・デット・スワップ(Debt Debt Swap, 以下「DDS」という)とは、中小企業の過剰債務の状態を解消し、財務再構築を図り、債務者の再建可能性を高めるために、債権者(主に金融機関)が、合理的かつ実現可能性の高い再建計画と一体で、債務者に対して有する既存の債権を劣後化することで、実質的に

## 会計トピック

債務者の財務状態を改善して、信用力や再建可能性を高めるものです。当該債務については通常ローンから劣後ローンに転換されるため、一定期間は元本返済が猶予され、債務者の資金繰りが改善されるというメリットを有します。一方、債権者である金融機関にとっても、DDSによる財務再構築を通じた企業再生により、貸出債権が健全化されるというメリットがあり、ひいては金融機能の強化、地域経済の活性化にもつながるものとして有効であると考えられています。

加えてDDSは、債権放棄やDESと異なり、債権を別の条件の債権に転換するだけの手法であり、最終的には債務者が返済義務を負う点で変わりはありません。したがって、金融機関にとっては、他の手法と比べれば実行しやすく、また、コバナンツ<sup>注1</sup>を付すことで債務者のモラルハザードを回避することも可能となります。

<sup>注1</sup>コバナンツとは、特定の財務指標を一定数値以上に維持することをあらかじめ約定し、この約定に違反した場合には期限の利益を喪失させたり、融資条件の見直しを行ったりする特約条項のことです。

### . DDSが普及した背景および現況

金融庁が平成15年3月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、監督局長の諮問する「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」が同年4月に設置され、同年7月に「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」が公表されました。

本報告書では、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、財務制限条項の活用および技術力、競争力のある地域に密着した中小企業に関する「擬似エクイティ部分の優先株式への転換(DES)」および「擬似エクイティ部分の劣後ローンへの転換(DDS)」に関し、法制上・会計上の視点等から具体的な検討が行われており、DDSが中小企業の再生手法のための有効な手段であるという研究報告がなされました(詳しくは、「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書について」参照のこと)。

その後、金融庁は平成16年2月に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の改訂を行い、擬似エクイティ部分を劣後ローンへ転換した場合の取扱いを明示しています(詳しくは、「金融機関が実施する自己査定上の取扱い」参照のこと)。

このように外部環境が整備されたことを受け、平成16年3月にDDSの第1号案件が商工中金により実行され、その後も、トマト銀行、もみじ銀行、福岡銀行、泉州銀行、第四銀行、沖縄銀行など、さまざまな地域金融機関によりDDSが実行されています。

なお、経済産業省が平成16年3月に実施した「新たな企業金融に関するアンケート調査」における「DDSについてどのように考えているか」という問いに対しては、都銀の17%および地銀・第二地銀の23%が取組を検討中であり、都銀および地銀・第二地銀の66%が、機会があれば取り組みたいと回答していました。今後、より多くの中小企業の再生の進展が期待されています。

また、会計上の取扱いについては、平成16年11月付けで、日本公認会計士協会から業種別委員会報告第32号「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」が公表されています(詳しくは、「会計監査上の取扱い」参照のこと)。

### 「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」について

。で述べたとおり、金融庁の諮問機関である「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」は、平成15年7月に「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」を公表し、この中でDDSについての研究報告をしています。

公表された本研究会報告書の内容は、以下のとおりです。

企業は、その事業インフラを経営環境に対応して整備することが不可欠であり、これに要する資金を継続的・安定的に調達する必要があります。従来、中小企業においては、こうした資本的性格の資金についても、資本ではなく債務という手段によって調達してきましたが、資金調達の法律構成が実態に即していないことは、当事者が各々暗黙のうちに自らの権利義務を想定することを通じ、当事者間の権利義務関係を不明確にしています。その結果、当事者間で認識の相違が生じやすく、問題が発生した際、その食い違いが顕在化する危険があります。

そこで、当事者双方にとって、当該資金に関する権利義務関係を実態に合わせて法律上明確化していくことが有益であり、具体的には、資本的性格の資金調達的手段について、その法律構成を従来の債務から資本性の金融商品へと変換することが考えられます。

### 金融機関が実施する自己査定上の取扱い

。で述べたとおり、金融庁は平成16年2月に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の改訂を行い、DDSの取扱いについて新たに規定を設けています。

改訂された金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の内容(新設されたDDSの取扱い規定に限る)は、以下のとおりです。

中小・零細企業においては、設備資金目的の長期借入金など、事業基盤となっている資本的性格の資金を融資の形で調達する、いわゆる「擬似エクイティ」的な融資形態が多く見受けられます。

中小・零細企業の経営改善の一環として、金融機関がこうした中小・零細企業特有の財務状況の改善に取り組んでいくことを促進する観点から、DDSの取扱いが今回の改訂案に盛り込まれました。

具体的には、金融機関の中小・零細企業向けの要管理先債権(要管理先債権を含む)について、債務者の経営改善計画の一環として、金融機関と債務者との間で双方合意のうえ、貸出債権の全部または一部を原則として4つの要件<sup>注2</sup>を満たす貸出金(以下「資本的劣後ローン」という)に転換している場合には、債務者区分等の判断において、適切な引当てを行うことを条件として当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができるとしています。

なお、資本的劣後ローンへの転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画(実現可能性の高い再建計画とするためには、当該再建計画について関係者間の合意が得られていることが前提となる)と一体として行われることが必要です。

注2 契約書に織り込むべき4つの要件  
(図表1を参照)

## 会計トピック

図表 1 契約書に織り込むべき4つの要件

要件	解説
<p>要件 資本的劣後ローンの返済(デフォルトによらない)については、資本的劣後ローンへの転換時に存在する他のすべての債権および計画に新たに発生することが予定されている貸出債権が完済された後に償還を開始すること。</p> <p>※ 経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本的劣後ローンを資本とみなさなくても財務内容に特に問題がない場合には、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>劣後ローンの資本的性格を重視する立場からは、資本は負債の完済後に初めて残余財産の分配として返還を受けられるものであることから、劣後ローンについても、通常ローンの完済以降に初めて返済を開始するものとしている。</li> <li>中小企業の通常ローンの完済には長期間を要することから、劣後ローンの全額回収までには、相当長期間を要することとなる。</li> </ul>
<p>要件 債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローンの請求権の効力は、他のすべての債権が弁済された後に生ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>劣後ローンの資本的性格を重視する立場からは、デフォルト時には資本は負債の完済後に初めて残余財産の分配として返還を受けられるものであることから、デフォルト時において、劣後ローンについても、通常ローンよりも後順位でしか返済を受けられないものとしている。</li> </ul>
<p>要件 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していることおよび金融機関が債務者のキャッシュ・フロー(以下「CF」という)に対して一定の関与ができる権利を有していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DESとは異なり、株主権を行使することによって債務者の経営に対し監督・関与することはできないため、契約書にコベナンツを設けることにより、債務者の経営を監視し、経営の規律を高める必要がある。具体的には、債務者の再建計画の実行を担保するために、債権者において財務状態・CF等の監視やコントロールを確保する必要がある。</li> </ul>
<p>要件 資本的劣後ローンが、要件 その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有するすべての債務について、期限の利益を喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>劣後ローンについて期限の利益を喪失した場合、デフォルト時の弁済順位が後順位とされているのであれば、通常ローンの完済後でないと当該劣後ローンは弁済されないため、通常ローンについても期限の利益を喪失させることが合理的である。</li> </ul>

資本的劣後ローンを資本とみなすに際しては、金融機関において当該資本的劣後ローンの引当てにつきその特性を勘案し、会計ルールにもとづいた適切な引当てを行うことが必要となります。なお、企業会計基準委員会または日本公認会計士協会において引当てのルールが明確化された場合には、当該ルールにより取り扱うものとされています。

また、資本的劣後ローンに転換された部分が貸出条件緩和債権(要管理債権)に該当する場合であっても、当該債権の残債および当該債務者に対するその他の債権については、あらかじめ要管理先に対する債権として扱うことはしないものとし、それらが貸出条件緩和債権に該当するか否かを事務ガイドラインに沿って判断するものとされています。つまり、劣後ローン部分以外の債権自体が貸出条件緩和債権に該当しなければ、債権者である金融機関は当該債権をリスク管理債権および金融再生法開示債権として開示する必要がなくなることとなります。

### ・会計監査上の取扱い

で述べたとおり、日本公認会計士協会では、金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の改訂内容に定めるかたちで、平成16年11月に業種別委員会報告第32号「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」を公表し、平成16年4月1日以後に実施するDDSから適用されています。

公表された本委員会報告書の内容は、以下のとおりです。

#### 1. 本報告の対象とする取引

金融機関が実施するDDSのうち、金融検査マニュアルに記載されている上記の要件を充足するDDSの会計処理を対象としています。

## 2. DDSを実施した金融機関の会計処理

### (1) 実施時における会計処理

金銭消費貸借契約の条件変更または準消費貸借という法律行為として既存債権との法的同一性を維持して実施されているのであれば、原則として金融資産の消滅の認識要件を満たしていない取引と判断されるため、既存債権の消滅および新債権の取得とはせず、既存債権の条件変更として取り扱うことになり、従前の取得原価または償却原価のまま「貸出金」として処理し、当該取引により交換損益は発生させないこととなります。

### (2) 資本的劣後ローンに対する貸倒見積高の算定方法

資本的劣後ローンは金銭債権であることから、貸倒引当金の計上を必要としますが、貸倒見積高の算定に際しては、その劣後性という特性を考慮し、実態に合った算定方法を採用する必要があります。

具体的には、以下に掲げるような方法によって引当てを行うことが考えられます。なお、実務上は、2の「準株式法」が比較的多く採用されているものと考えられます。

図表2 資本的劣後ローンに対する貸倒見積高の算定方法

1. 発生が見込まれる損失見積額により貸倒見積高を算定する方法		
原則法	(イ)	DDS実施前の債務者に適用される倒産確率および劣後性を考慮した倒産時損失率にもとづく予想損失率により算定する方法
	(ロ)	元本の回収および利息の受取りに係るCFを劣後性を考慮して合理的に見積り、DCF法により算定する方法
簡便法	(イ)	DDS実施前の当該債務者に対する金銭債権全体について、優先・劣後の関係を考慮せずに算定された倒産確率および倒産時損失率にもとづく予想損失率を用いて算定する方法
	(ロ)	DDS実施前の当該債務者に対する金融債権全体について、優先・劣後の関係を考慮せずに算定された予想損失率を用いて算定する方法
2. 市場価格のない株式または種類株式の評価に準じて資本的劣後ローンの貸倒見積高を算出する方法（「準株式法」）		
		市場価格のない株式または種類株式の評価に準じて資本的劣後ローンの回収可能見込額をゼロと算定し、取得原価または償却原価と同額を貸倒見積高として算出する方法

### (3) DDS実施後の「残債」に対する貸倒見積高の算定方法

資本的劣後ローン以外の残債については、DDS実施後の資本的劣後ローンを債務者区分等の判断において資本とみなし、あわせて提示される経営改善計画等その他の条件も考慮したうえで、適正な自己査定手続により決定された債務者区分に応じて、予想損失額を算定することとなります。

### (4) 貸倒引当金の実質的戻入

上記の方法により算定した結果、資本的劣後ローンおよび残債に対する貸倒引当金が、DDS実施前の貸倒引当金を下回ることも想定されますが、DDS実施時点において、貸倒引当金を実質的に戻し入れることは、通常合理的とは認められません。

## 3. DDSを実施しない金融機関が有する債権に対する貸倒見積高の算定方法

貸倒見積高の算定に際しては、DDSの実施を考慮して行うことが合理的であると考えられます。

会計トピック

. 税務上の取扱い

DDSは、既存の債権を別の条件の債権へ転換するだけであり、税務上の取扱いとしては通常の借入金が継続していることになり、何ら影響を与えるものではありません。

. DDSとDESとの相違点

1 . 債務者側から見た場合

	DDS	DES
手続面	<ul style="list-style-type: none"> <li>DESに比べて、比較的手続は容易である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株発行等の法的手続もあり、手続は面倒である。</li> </ul>
経営責任の追及	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権を他の条件の債権に変更しただけであり、株式よりも回収において優先的地位にあるものととどめているため、DESに比べて、株主責任や経営責任に対する要請は低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権を既存の株式と同順位の権利に変更することから、債権放棄の場合まで行かなくとも、株主責任や経営責任に対する要請は高い。</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入金が劣後借入金に転換されることにより、再建計画中は、元本返済が猶予されるため、CFが改善する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入金が資本金に交換されることにより、元利返済が不要となるため、CFが改善するとともに、金利負担も減少する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>DESと異なり、会計上、実質債務超過解消にはならないが、金融機関における自己査定上は、資金的劣後ローンは資本とみなされるため、実質債務超過解消となる(ただし、DDSが実質債務超過を超えてなされた場合のみ)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計上も金融機関における自己査定上も、実質債務超過解消となる(ただし、DESが実質債務超過を超えてなされた場合のみ)。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>DESと異なり、会計上、有利子負債圧縮および自己資本比率向上にはつながらないが、金融機関における自己査定上は、資金的劣後ローンは資本とみなされるため、有利子負債圧縮および自己資本比率向上につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計上も金融機関における自己査定上も、有利子負債圧縮および自己資本比率向上につながる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関における自己査定上、債務者区分が上位遷移することにより、より良い条件での融資を受けられる可能性あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>DESと異なり、株式所有による経営支配の問題はないが、コベナンツが課されていることにより、経営内容や財務状態・CF等の監視やコントロールが実質的になされることになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式所有による経営支配の問題あり。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>右記のようなデメリットは存在しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主に対する配当支払いのためのCF負担あり。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>右記のようなデメリットは存在しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金が増加するため、中小企業としての税制特例が受けられなくなる可能性あり(法人住民税の均等割部分の負担増加や外形標準課税上の負担の増加等)。</li> </ul>

## 2. 債権者（金融機関）側から見た場合

	DDS	DES
対象企業	・主に中小企業	・主に大企業
回収方法	・DDS時に存在する他のすべての債権および計画に新たに発生することが予定されている貸出債権が完済となった時点から、返済が開始される。	・株式売却により回収される。
会計上の問題	・DDS実行後の当該債務者に対する貸倒引当金の検討。	・DESにより取得した株式評価減の検討。
メリット	・再建期間中も金利収入があり、他の債権完済後には、元本も回収可能。	・再建期間中は、配当収入しか期待できないものの、再建が成功した場合には、債権で保有した場合よりも高いリターン（株式売却によるキャピタルゲイン）が得られる可能性が高い。
	・コベナンツにより、株式所有による経営支配、経営責任の問題を回避しつつ、債務者の経営内容や財務状態・CF等の監視やコントロールが実質的に可能。	・株主として、経営関与・経営参加が可能。
	・自己査定上、資本的劣後ローンは資本とみなされるため、DESと同様に有利子負債減少・自己資本増加の結果、債務者区分が上位遷移する可能性あり。開示不良債権の減少につながる。	・自己査定上、有利子負債減少・自己資本増加の結果、債務者区分が上位遷移する可能性あり。開示不良債権の減少につながる。
デメリット	・理論的には、劣後ローンは信用リスクが高まるため、高い利率になり、通常ローンは信用リスクが低下するため、低い利率に変更される。しかし、実務的には、劣後ローンについて、従来どおりの利率を維持するか、支援目的で利率を相当程度引き下げることがあるため、金利収入が減少する可能性あり。	・金利収入がなくなる。
	・元本回収には、相当長期間を要すこととなり、デフォルト時には、他のすべての債権よりも回収順位が劣後する。	・回収手段としての株式売却が、実務上困難な場合も多く、デフォルト時には、債権よりも回収順位が劣後する。

## . おわりに

平成16年12月に金融庁から公表された「金融改革プログラム」においても、地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化のための1つの方策としてDDSの適正な活用があげられており、今後、このDDSの取組が、より一層増加していくことが期待されています。

## 参考文献

・藤原総一郎著「DES・DDSの実務」社団法人金融財政事情研究会、2005年

〒162-8551  
東京都新宿区津久戸町 1 番 2 号  
あずさセンタービル  
TEL : 03-3266-7500 (代表)  
FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2005 KPMG AZSA & Co.,  
the Japan member firm of KPMG  
International, a Swiss cooperative. All rights  
reserved. Printed in Japan.